

広島県公安委員会告示第 40 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 11 第 1 項の規定により，指定講習機関であった次の者の指定を取り消したので，指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 15 条の規定により，次のとおり公示する。

平成 19 年 5 月 22 日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

名 称	住 所	代表者の氏名	事務所の名称	事務所の所在地	特 定 講 習 の 種 別	取 消 年 月 日
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 10 号	末 次 正 之	トスコ三原自動車学校	三原市城町三丁目 10 番 2 号	普通自動車免許，普通自動二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習	平成 19 年 4 月 18 日